

ITOSHIMACITY INFORMATION

国民年金の手続き忘れていませんか？ ～住所が変わったとき 退職したとき～

問い合わせ

糸島市国保年金課 ☎(332) 2071
糸島市公式HPより [国民年金](#) [検索](#)

退職や転入・転居のときは、14日以内に手続きが必要です。年金が未加入のままだと、年金の請求ができなくなったり、免除申請期限に間に合わなくなったりする恐れがあります。

退職したときは

●退職者本人なら
20歳から60歳未満の人が退職し、これまで加入していた厚生年金や共済組合を脱退したときは、国民年金の加入手続きが必要です。

●退職者に扶養されている配偶者なら
これまで退職者に扶養されていた20歳から60歳未満の配偶者も、国民年金の加入手続きが必要です。

必要なもの
社会保険などの資格喪失証明書または離職票、年金手帳、印鑑(本人自署の場合不要)
※代理申請の場合は代理の方の身分証明書、委任状

届出先
糸島市国保年金課 または二丈・志摩支所総合窓口課

経済的な理由で保険料の支払いが難しいときは、免除申請を猶予あるいは免除されます。

本人や配偶者、世帯主の所得が審査の対象になりますので詳しくはお問い合わせください。

免除した期間は年金の受給資格期間に含まれ、免除の種類によっては将来の年金額にも一部反映されます。保険料は10年以内なら後払いすることもできます。

必要なもの
年金手帳、印鑑(本人自署の場合不要)
※平成23年1月以降に転入した人は23年度分の所得証明書

※代理申請の場合は代理の方の身分証明書、委任状
※平成23年3月31日以降に退職した人は次のいずれかの写し

①雇用保険被保険者離職票
②雇用保険受給資格者証

③雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(雇用保険の対象でないお勤め先を退職された場合はお問い合わせください)

転入・転居したとき

転入や転居の手続きは次のとおりです。

●国民年金第1号被保険者(農業・自営業・学生など)
市役所国保年金課や各支所総合窓口課で手続きをしてください。

●国民年金第2号被保険者(厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員)
勤務先で手続きをしてください。

●国民年金第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)
配偶者の勤務先で手続きをしてください。

問い合わせ
糸島市国保年金課 ☎(332) 2071
西福岡年金事務所 ☎(883) 9962

健康保険料率が変わります

賃金の低迷により保険料収入が医療費の伸びに追いつかない厳しい状況が続いており、加えて高齢者医療への拠出金の大幅な増加により保険財政は窮迫しています。厳しい経済状況ですが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

	現 行	変更後
健康保険料率	9.58%	10.12%
介護保険料率 (40歳～64歳)	1.51%	1.55%

変更時期

平成24年4月納付分から

※事業所勤務の人は平成24年3月分、任意継続保険加入者は平成24年4月分から

問い合わせ

全国健康保険協会福岡支部
☎(283)7621

糸島周遊バスの本格運行を行います 4月28日から土・日・祝日運行

問い合わせ

糸島市観光協会前原支所 ☎(322) 2098
糸島市役所商工観光課 ☎(332) 2079
糸島市公式HPより [周遊バス](#) [検索](#)

糸島周遊バスの運行詳細

運行日 4月28日からの土曜日・日曜日・祝日に運行。
※12月28日～1月3日運休。

運行時間
◆JR筑前前原駅発:8:00、9:30、11:10、13:20、15:00
◆野北発:9:14
◆二見ヶ浦発:11:15、13:25、15:05、16:45、17:15

コースと停車場所
【行き】JR筑前前原駅▶志摩の四季▶応援プラザ前▶小金丸▶岐志▶福の浦▶岐志▶芥屋▶芥屋の大門公園▶野北▶桜井▶桜井神社▶二見ヶ浦
【帰り】二見ヶ浦▶桜井神社▶桜井▶野北▶芥屋の大門公園▶芥屋▶岐志▶福の浦▶岐志▶小金丸▶応援プラザ前▶志摩の四季▶JR筑前前原駅
※JR筑前前原駅発8:00の便は野北の往復となります。

運賃 1日フリー券:大人(中学生以上)900円、子ども(小学生以上)500円／1回券:大人500円、子ども300円

チケット販売所 糸島市観光協会前原支所、周遊バス内

糸島市ツーリズム推進協議会では、JR筑前前原駅から志摩二見ヶ浦を巡る周遊バスの本格運行を始めます。

今まで点在していた観光地をバスルートで結ぶことで、観光客の回遊性を充実させることができるほか、市民のみなさんの日常生活にも利用いただけます。1月に行った実証実験では土・日の6日間で約800人に利用いただき、たくさんのご意見をいただきました。

今回のルートはこれらの意見

見を参考に、「夏ルート」として設定しており、春・夏・初秋の糸島を満喫できるルートとなっています。ご友人やご親類が糸島に来られた際には、ぜひ糸島周遊バスをご利用ください。



ぜひご利用ください

国民健康保険の加入・脱退の届出は、 14日以内にしましょう

問い合わせ

糸島市国保年金課 ☎(332) 2071
糸島市公式HPより [国保](#) [検索](#)

区 分	手続きに必要なもの	注意事項	手続き場所
就職 職場の健康保険に加入したとき	●職場の健康保険証(家族全員分、コピー可) ●国保の保険証(家族全員分) ●納税通知書 ●印鑑	国保の資格を喪失した後に国保の保険証を使用した場合、後日、市が負担した医療費を請求します。	●糸島市役所 国保年金課(9番窓口)
転出するとき 転居するとき	●国保の保険証(家族全員分) ●納税通知書 ●印鑑		●二丈支所、志摩支所の各総合窓口課 ※手続きは、同一世帯のご家族もできます。
退職 職場の健康保険をやめたとき	●職場の健康保険の資格喪失証明書 ●身分証明書類(免許証など) ●その他(必要に応じて)年金手帳、年金証書、雇用保険受給資格者証など ●印鑑	国保税は、職場の健康保険をやめたときにさかのぼって計算します。加入の手続きをしたときからではありませんので、ご注意ください。	

就職・退職や引っ越しなどに伴い、国民健康保険に加入・脱退する人は、14日以内に手続きを行ってください。